注１　電気的特性の検査については、できる限り擬似空中線回路を使用し、又はシールドルーム内において検査を行うこと。

注２　送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は適合表示無線設備については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度及び隣接チャネル漏えい電力の強度の検査を省略することができる。

注３　本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

三　総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

検査対象無線局の種別	総合試験の方法等	検査の成績
1　船舶局	1　無線電信又は無線電話については、次のとおりとする。	
	⑴　設備ごとに任意の１周波数を選定して実地通信を行い、無線電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、無線電話については感度及び明瞭度を確認する。	通信できないときは、「不可」とする。
	⑵　無線電話について、⑴によることが困難な場合は、任意の１周波数を使用して電波を発射し、他の無線局等の受信機を用いて感度及び明瞭度を確認するとともに、任意の周波数の電波を受信して感度を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
	2　ＤＳＣ又はＮＢＤＰについては、次のとおりとする。	
	⑴　ＤＳＣ（適合表示無線設備を除く。）又はＮＢＤＰ（中短波帯の周波数の電波を使用するものを除く。）の装置ごとに任意の１周波数を選定して実地通信を行い、通信の設定の状況の良否及び文字の復調状況を確認する。	通信できないときは、「不可」とする。
	⑵　⑴によることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
	3　船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置については、次のとおりとする。 ⑴　船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を動作させ、他の船舶局と自動セーフティにおける静的情報及び動的情報の更新の状況の良否を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
	⑵　⑴によることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。	
	4　船舶長距離識別追跡装置 ６時間ごとに電波が発射されている状態又は発射できる状態にあるかを確認する。	良好に動作していないときは、「不可」とする。
	5　特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。	
	⑴　レーダーについては、起動時間を計測した後に、距離レンジ、同調、利得調整、ＳＴＣ、ＦＴＣについて、指示器により動作状況を確認する。 また、自動レーダープロッティング機能又は手動レーダープロッティング機能が付加されている場合は、目標の捕そく及び追尾、警報、表示の消去についてその動作状況を確認する。	設備規則第48条に規定する条件に適合しないときは、「不可」とする。
	⑵　地上無線航法装置については、現在位置の表示及び電源投入後から信号を捕そくするまでの時間を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
	⑶　衛星無線航法装置については、現在位置の表示及び協定世界時の表示を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
	⑷　船上通信設備及び双方向無線電話については実地通信を行い、感度を確認する。	通信できないときは、「不可」とする。
	⑸　ＤＳＣ専用受信機、ナブテックス受信機及びインマルサット高機能グループ呼出受信機については、自己診断試験により動作の良否を確認する。	良好に動作しないときは、「不可」とする。
2　船舶地球局	実地通信の感度及び明瞭度又は受信データ等から通信状況について、その適否を調べる。	通信できないときは、「不可」とする。

注　本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

○総務省告示第二百七十六号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づき、登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博